

## 2. 社会資本整備等

# 政策目標 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Constructionの推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

- ・ i-Constructionについて、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。
- ・ また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○ ICT土工の実施率(直轄事業)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○ ICTの活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大</p>	<p>1. ICTの活用 (i-Constructionの推進)</p> <p>a. 3次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、ICT活用工種について、構造物工（橋梁上部、基盤工）、小規模工事（床掘工、小規模土工）に拡大する。《国土交通省》</p> <p>b. 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>c. 小規模を除く全ての公共工事においてBIM/CIMを原則適用とする。《国土交通省》</p> <p>d. 中小建設業、地方公共団体へのICT施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体でICT施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を実施する。《国土交通省》</p> <p>e. 国土交通省におけるICT施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性2割向上（作業時間短縮効果から算出）を2024年度に実現するなど、ICT施工等により建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させることを目指して取組を進める。                      （参考）単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2019年度6.6%（2015年度比の増加率）                      《国土交通省》</p>			

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保（下記の3つの指標）：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数</p> <p>「学校基本調査」から算定する入職数</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する男性生産労働者年間賃金支給額</p>	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025年度までできるだけ早期に100%</p> <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入：2023年度末までに国並びに全ての都道府県及び市町村が建設キャリアアップシステムを活用する工事を導入</p> <p>○女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下</p> <p>○入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇</p>	<p>2. 中長期的な担い手の確保</p> <p>（技能労働者の処遇改善）</p> <p>a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。《国土交通省》</p> <p>b. 技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。《国土交通省》</p> <p>（働き方改革）</p> <p>a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きK P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。《国土交通省》</p> <p>b. 担い手の更なる入職・定着に向けて、適正な工期設定・施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。《国土交通省》</p> <p>（人材育成）</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の設置等を行う。《国土交通省》</p> <p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画（2020年1月策定）」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。《国土交通省》</p>

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率（直轄事業・補助事業）：100%</p>	<p>3. 重点プロジェクトの明確化</p> <p>（ストック効果の把握）</p> <p>a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。《関係省庁》</p> <p>（公共事業における事業評価）</p> <p>a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。《関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p>		
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>（交付金事業・補助事業）</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB/Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。《関係省庁》</p>	<p>→</p>		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加	4. 効率的・効果的な老朽化対策の推進  (包括的民間委託) a. 包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。《国土交通省》 b. 包括的民間委託の導入ガイドラインを作成する。《国土交通省》	→	→
○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030年までに100%	○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	(新技術導入促進による業務効率化) a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。《関係省庁》 b. アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果（コスト縮減・工程短縮等）を把握する。《関係省庁》	→	→
	○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2025年末までに3,000者	(インフラメンテナンス国民会議) a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。《関係省庁》	→	
—	—	(インフラ長寿命化計画のフォローアップ) a. 定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる（新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等）。《関係省庁》	→	

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）				
<p>○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に100%</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">22</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">24</td> </tr> </table> <p>4. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>（予防保全型の老朽化対策への転換）</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのP D C Aサイクル（メンテナンスサイクル）を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。 《関係省庁》</p>		22	23	24
	22	23	24			

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2021年度末までに100%</p>	<p>5. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しが見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うよう技術的な助言を行う。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2021年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの取組を行う。《関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%</p>	<p>6. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2022年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p> <p>e. 個別施設計画の標準化に向けた具体的な方法の整理を行った上で、計画内容の標準化を行う。《内閣府、関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2023年度末までに100%</p>	<p>7. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を促すため、先進・優良事例の横展開等を実施する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況（供用年数、健全性）、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p> <p>（総合管理計画・個別施設計画の策定状況）</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》</p>



# 社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>—</p> <p>（次年度以降の改定で記載）</p>	<p>—</p> <p>（次年度以降の改定で記載）</p>	<p>8. インフラデータの有効活用</p> <p>（連携型データプラットフォーム）</p> <p>a. インフラ分野での連携型インフラデータプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始する。《内閣府》</p> <p>b. 次年度以降、改革工程表においてK P I 第1階層、第2階層を設定する。《内閣府》</p>	→		
<p>○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>（国土交通データプラットフォーム）</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携した国土交通データプラットフォームを構築。《国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例については、国土交通データプラットフォームで共有するとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。《国土交通省》</p> <p>（研究開発の推進）</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。（2021年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分）《内閣府》</p>	→	→	
<p>○維持管理の効率化に資する新技術数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○維持管理データベースと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>（各インフラ分野の維持管理データベース）</p> <p>a. インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。《内閣府、関係省庁》</p> <p>b. アウトカム指標の充実に向けて、維持管理データベースの構築がインフラ維持管理の効率化に寄与した事例を把握する。《関係省庁》</p>	→	→	

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。  
 ・なお、2013年度～2022年度の10年間で21兆円としたPPP/PFIの事業規模（契約期間中の総収入）目標を前倒しで達成したことを受け、2022年～2031年度の新たな目標を設定するとともに推進方策を拡充し、PPP/PFIが活用される地域と分野を大幅に拡大する。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体</p>	<p>9. PPP/PFI推進アクションプランの推進                      （PPP/PFI推進アクションプラン等）</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIを一層推進する。2022年度以降の新たな事業規模目標、公共施設等運営事業等の重点分野目標を設定するとともに、特に、PPP/PFI事業を実施する地方公共団体数の増加、活用分野の拡大、新たな収益を生み出す事業の推進に向けた方策等の措置を講じる。《内閣府、関係省庁》</p> <p>b. 各取組の方針（実施時期やKPI設定の検討等を含む）については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論等を踏まえて具体化し、PPP/PFI推進アクションプラン（2022年改定版）において明示する。《内閣府、関係省庁》</p> <p>c. アウトカム指標の充実に向けて、公共サービスの質の向上や地域経済の活性化等、PPP/PFIの導入による効果の具体的な事例を把握する。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（水道）</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。《厚生労働省》</p> <p>（下水道）</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続し、公共施設等運営事業の案件形成に取り組む。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。《国土交通省》</p>

# 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体</p>	<p>9. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>（空港）</p> <p>a. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港の公共施設等運営事業の導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>（交付金・補助金事業）</p> <p>a. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のPPP/PFIの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設）について、着実に運用する。《関係省庁》</p>	→		
	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体</p>	<p>10. 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023年度までに人口10万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	→		

# 社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体</p>	<p>11. PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</p> <p>（地域プラットフォーム）  a. 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム）の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>（ワンストップ窓口）  a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（人口20万人未満の地方公共団体への対応）  a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。2022年度以降の新たな目標と推進方策において、人口20万人未満の地方公共団体の特性に応じたPPP/PFIの導入が加速する方策等を拡充する。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（キャッシュフローを生み出しにくいインフラ）  a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。《内閣府、関係省庁》</p>

政策目標 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

①社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。このため、デジタル基盤、運営体制、人材等のスマートシティ推進の基盤整備を図るとともに、質的な効果に着目した活動・サービス推進を通じ、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値・経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地で形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。②市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○データガバナンス体制を整備したスマートシティ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○都市OSを介したデータ連携都市数：毎年度増加[実績調査の結果、必要な改善策を講じる]</p> <p>○APIカタログ上でのAPI公開件数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○サービス分野毎のオープンデータ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○データ連携・ガバナンス等に関する研修の参加者数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>a. 「12. スマートシティの推進」については、EBPMアドバイザーボードと連携を図りつつ、KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、達成を目指す便益を把握するための指標の導入や質的指標の導入等をはじめとしたKPI指標となるようロジックモデルの見直しを必要に応じて行う。なお、KPI指標の算出の際、適切な評価を行うために調査方法に留意する。</p> <p>（スマートシティの基盤整備）</p> <p>①データ連携</p> <p>a. スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、2022年度中にスマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。</p> <p>b. スーパーシティにおいて構築されたデータ連携基盤の要件等を踏まえ、データやシステムの相互接続性なども考慮しつつ、スマートシティにおけるサービスの実装・運用をさらに推進する。</p> <p>c. 自治体データプラットフォームと都市OS（データ連携基盤）の連携の先行事例をもとに、スマートシティの都市OS（データ連携基盤）の横展開を進める。</p> <p>d. 信頼できるスマートシティの構築に向け、ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○データガバナンス体制を整備したスマートシティ数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○都市OSを介したデータ連携都市数：毎年度増加[実績調査の結果、必要な改善策を講じる]</p> <p>○APIカタログ上でのAPI公開件数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○都市OS（データ連携基盤）の導入地域数：2025年度までに100地域</p> <p>○APIカタログを公開した都市数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>1 2. スマートシティの推進</p> <p>②都市OS</p> <p>a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ、関連ガイドライン等に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業において都市OS（データ連携基盤）を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。</p> <p>c. 2021年度中に定義するスマートシティ重点整備地域を中心にデータ連携基盤の整備等を推進する。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p> <div style="text-align: right;"> <span>→</span> <span>→</span> <span>→</span> </div>
<p>○一定の知識を持つスマートシティ運営従事者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○行政、運営組織のスマートシティ担当者数（人的コミットの確保）：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○スマートシティ構築を先導する人材数：スマートシティ構築を先導する人材像を明確化した後、数値目標を設定</p> <p>○スマートシティの人材育成プログラムの受講者数：スマートシティの人材育成プログラムを構築した後、数値目標を設定</p>	<p>1 2. スマートシティの推進</p> <p>③人材の確保</p> <p>a. 2022年度中にスマートシティの人材育成プログラムを構築するとともに、スマートシティ構築を先導する人材像を明確化する。</p> <p>b. リカレント教育やデータリテラシー向上等に取り組む大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>c. 教育機関における地域貢献・社会課題解決に関する活動においてスマートシティに関する取り組み方の普及促進を進める。</p> <p>d. スマートシティの人材育成プログラムを運用するとともに、人材に関する情報提供を行う。</p> <p>e. スマートシティの人材育成プログラムによって誕生した人材を中心としたスマートシティプログラムの企画設計をフォローしながら、新たな専門人材、実務人材の育成を図る。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p> <div style="text-align: right;"> <span>→</span> <span>→</span> <span>→</span> <span>→</span> </div>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○スマートシティサービスの運営組織数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○スマートシティに参画している地域連携組織数(CivicTech組織、リビングラボ等)：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○市民・関係人口のスマートシティの活動への(認知・浸透)参画の促進数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○スマートシティに取組む自治体および民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数)：2025年度までに1000団体</p> <p>○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>④推進体制</p> <p>a. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。</p> <p>b. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、データ利活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、地域拠点形成推進施策との連携、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組（リビングラボ等）も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>d. 2022年度末までにスマートシティ・ガイドブックの改訂を行い、評価、人材、資金持続性等のスマートシティ運営上の課題解決の取組事例等の普及展開を行う。</p> <p>e. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>f. スマートシティの普及に向けて、デジタル社会の構築等の政府内の関連施策との効果的な連携を進める。</p> <p>g. 2021年度中にスマートシティタスクフォースの各府省の役割の明確化を行うとともに、推進体制の更なる強化を図りつつ施策を推進する。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
<p>— (次年度以降に客観的指標を設定)</p>	<p>○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>(スマートシティサービスの普及)</p> <p>a. スマートシティを軸にした多核連携を加速するため、合同審査会での事業選定を通じ、2021年度中に定義するスマートシティ重点整備地域を中心にスマートシティサービスの導入等を推進する。</p> <p>b. 官民連携プラットフォームを通じて、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。</p> <p>c. 地域におけるスマートシティのK P I 設定を促すため、自治体向けK P I 設定指針を作成し、周知する。</p> <p>d. スマートシティサービスの各分野（※）のサービスによる効果・満足度等に関する更に適切な評価指標の設定について、2022年中に関係各府省との連携により検討し、K P I 第2階層を見直す。この際、適切な調査・評価手法について留意する。</p> <p>e. 住民満足度や多様な幸せ（well-being）の向上をはじめとする社会的価値・経済的価値、環境的価値等に関する評価指標の設定にかかる先進事例をスマートシティ・ガイドブック等を通じて提供・横展開を行う。</p> <p>f. スマートシティに関連する各分野におけるくらしのデジタル化、スマートシティサービスの提供の促進について、関連する政府計画等に沿って対応する。</p>
<p>— (次年度以降に客観的指標を設定)</p>	<p>○スマートシティ数：2025年度までに100地域</p>	<p>※ 評価分野例： モビリティ、環境／エネルギー、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、産業／経済、社会、教育、行政 等 （スマートシティサービスの分野ごとの評価指標の設定について、今後整理）</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p>



# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
<p>（社会領域）※2            - 未来技術の実装により、地域に住む誰もが利便性の高い生活を送り続けることができる地域社会の実現</p> <p>- 官民のモビリティ関連データの連携の基盤の構築</p> <p>- 教育の質向上のための環境整備</p> <p>（経済領域）※2            - 働く者にとって効果的なテレワークを推進</p> <p>（環境領域）※2            - 地域の脱炭素化の推進</p> <p>※2：社会・経済・環境領域におけるスマートシティサービスの分野ごとの施策の進捗・効果等について、必要に応じ、関連する政府計画の指標・目標等と連携させる。</p>	<p>○スマートシティで構築された社会領域サービス数            - 社会領域（モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政 等）</p> <p>○スマートシティで構築された経済領域サービス数            - 経済領域（産業／経済 等）</p> <p>○スマートシティで構築された環境領域サービス数            - 環境領域（環境／エネルギー 等）</p> <p>：2025年度までに3領域の合計で100</p>	<p style="text-align: right;">22   23   24</p> <p>12. スマートシティの推進</p> <p>①社会領域            a. 社会領域（モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政 等）におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。            ・ 未来技術を活用し、地域課題の解決を図る取組について、社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う。            ・ 官民のモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームを構築する。            ・ 教育分野において、様々な主体が連携したICT活用の推進等の取組を促進する。</p> <p>②経済領域            a. 経済領域（産業／経済 等）におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。            ・ テレワークの普及に関して、必要なネットワーク環境の整備、ガイドラインの周知等に取り組む。</p> <p>③環境領域            a. 環境領域（環境／エネルギー 等）におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。            ・ 脱炭素先行地域づくりを推進することにより、関係省庁の進める地域づくりと連携しデジタル社会の構築等、複数の課題の同時解決を図る。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の2/3</p> <p>① 政令市・中核市                  ② ①以外の人口10万人以上の都市                  ③ 人口10万人未満の都市</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>1 3. 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>（計画に対する予算措置等による支援）</p> <p>a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きの周知を図る。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（支援策等の充実）</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の2/3</p> <p>① 政令市・中核市 ② ①以外の人口10万人以上の都市 ③ 人口10万人未満の都市</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>1 3. 立地適正化計画の作成・実施の促進 （モデル都市の形成・横展開）</p> <p>a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。 b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。 c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（都市計画に関するデータの利用環境の充実）</p> <p>a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの整備・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p> <p>（効果的な評価指標設定の啓発）</p> <p>a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>（スマート・プランニングの推進）</p> <p>a. 複数都市における検証を通じて、交通行動のシミュレーションの改善を図るなど「スマート・プランニング実践の手引き」の更なる充実を図ることに加え、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を行う。</p> <p>（立地適正化計画制度・運用の更なる改善）</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件</p> <p>○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>14. 地域公共交通計画の作成・実施の促進</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあつては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。 《国土交通省》</p>
<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%</p>	<p>15. 都市計画道路の見直し</p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》</p>

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円</p>	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2020年度～2022年度の平均値で3.7億円</p> <p>○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数：20万物件（2021～2030年度）</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件</p> <p>○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（先進的取組や活用・除却への支援）</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。</p> <p>b. 空き家等の取引局面における物件調査費用の実態調査や先進事例収集を行い、取引における事業者の対応のあり方を検討する。</p> <p>c. 土地の利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについて、モデル調査による普及・定着の支援を通じ、低未利用土地等の利活用・管理を促進する。</p> <p>d. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。</p> <p>e. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。</p> <p>f. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。</p> <p>g. 空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。</p> <p>h. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。</p> <p>い. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。</p> <p>《国土交通省》</p>

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2022年度に400,000件 ※不動産情報に係る新たな指標の充実：2021年度までに公表</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（情報の充実等）</p> <p>a. 官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、公表している価格指数をはじめとした不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を改善し、充実させる。《国土交通省》</p>	→		
	<p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合：2030年度に50%</p>	<p>（安心して取引できる不動産市場環境の構築）</p> <p>a. 専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。</p> <p>b. 不動産関連情報の連携・蓄積・活用等の促進や不動産DXを推進する上での基盤整備の一環として、2021年度において、各不動産の共通コードとしての「不動産ID」のルールを整備するとともに、社会における中長期的なメリットも念頭に置きつつ、不動産IDの利用拡大に向けた方策の検討を行い、2022年度以降、不動産IDに係るルールの運用を順次開始する。 《国土交通省》</p>	→	→	
		<p>（売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進）</p> <p>a. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を踏まえ、既存住宅に係る各種調査の効率化に加え、制度や効果への理解の向上や建物状況調査方法基準の合理化等の検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための必要な制度の運用改善を図る。 《国土交通省》</p>	→	→	→

# 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（未利用資産等の活用促進）</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有資産全体の有形固定資産減価償却率</li> <li>・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等</li> <li>・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報</li> </ul> <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検）</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。</p> <p>《財務省、総務省》</p>
<p>○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施：毎年度増加 [改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る]</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果及び改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施：2024年度末までに約63,000筆の解消作業に着手</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2024年度末までに約23,100筆</p>	<p>17. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等）</p> <p>a. 「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）」が2021年4月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた取組を実施する。</p> <p>《法務省》</p> <p>（長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消）</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>《法務省》</p> <p>b. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。</p> <p>（遺言書保管制度の円滑な導入）</p> <p>a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。《法務省》</p>



K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p>	<p>17. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策）</p> <p>a. 国土審議会における審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法の見直しをはじめ、所有者不明土地問題等への対策に必要な制度見直しを実施する。</p> <p>b. 所有者不明土地法の見直しも踏まえ、土地基本方針の変更を実施する。</p> <p>《国土交通省》</p>	→		
		<p>（所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置）</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画（2020年～2029年）に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。</p> <p>《国土交通省》</p>	→		

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22   23   24
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>（所有者不明農地に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。</p> <p>b. 本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、「人・農地など関連施策の見直しについて」（令和3年5月25日公表）に基づき、具体的な内容等について検討し、必要な措置を講じる。</p> <p>《農林水産省》</p>
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割</p> <p>○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積：2021年度～2026年度に約130万ha</p>	<p>（所有者不明森林に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>b. さらに、所有者不明の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインを整備する。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。</p> <p>《農林水産省》</p>

### 3. 地方行財政改革等

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。  
 ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表	○窓口業務のアウトソーシングの実施件数【2023年度までに485団体】  ○標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2022年度に160団体】  ○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】  ○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数	1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映		
		a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》 <div style="text-align: right;">→</div>		
		b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表する。あわせて、窓口業務のアウトソーシング・総合窓口の導入に関してBPRによる業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図る。《総務省》 <div style="text-align: right;">→</div>		
		c. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》 <div style="text-align: right;">→</div>		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画で規定</p>	<p>OA I、RPA導入地域数 【2022年度までに600団体】</p>	<p><b>2. 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組の推進</b></p> <p>a. 2020年12月に策定された自治体DX推進計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。《総務省》</p> <p>b. 自治体DX推進計画に基づく取組を推進するに当たり、市町村が外部人材の任用等を行うための取組について、令和3年度から創設した財政措置を活用し、積極的に支援。また、市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。《総務省》</p> <p>c. AI・RPAの利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p><b>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</b></p> <p>a.経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》 →</p> <p>b.経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》 →</p> <p>c.9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。《総務省》 →</p> <p>d.水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》 →</p> <p>e.経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。《総務省》 →</p>			
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○ その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p><b>4. 公営企業会計の適用促進</b></p> <p>a.重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》 →</p> <p>b.その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》 →</p>			

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>			

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）【2022年度までに450地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p><b>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</b></p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。→</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。→</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。→</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、施設の統廃合等を盛り込んだ計画を2022年度までに策定するにあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。→</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。→</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。→</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>			
	<p>○持続可能な地域医療体制を確保するための新たなガイドラインの策定【公立病院の経営強化の方策の検討状況を踏まえて策定】</p>	<p><b>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</b></p> <p>a. 医師不足等による厳しい経営状況を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想と整合性を図りつつ、公立病院の経営強化の方策を検討し、新たなガイドラインを策定。《総務省》→</p>			



# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○平成29年度決算において経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値（債務超過額など）が改善している団体の数</p> <p>①債務超過法人</p> <p>②時価で評価した場合に債務超過になる法人（土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む）</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額（損失補償、債務保証、短期貸付）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率 【全対象団体で策定】</p>	<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》</p>			

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標</p> <p>※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p>	<p><b>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</b></p>			
		<p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p>	→		
		<p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p>	→		
		<p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p>	→		
		<p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《総務省》</p>	→		
		<p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p>	→		
		<p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p>	→		
		<p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p>	→		
		<p>h. 地方創生臨時交付金事業について、事業の用途や事業の効果等の把握を行い、自治体間の比較検証を行う。《内閣府》</p>	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】	○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】	<p>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。例えば、よくある質問（FAQ）を設け、内閣府HPに掲載する。《内閣府、制度所管府省庁》</p>			
○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）	<p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標（KPI）の達成率【進捗検証】</p> <p>○複数の市町村による共同策定が可能であることについて明確化されている法定計画の数【2022年度までに200計画】</p>	<p>11. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。《総務省、関係府省庁》</p> <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>c. 各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのKPIの設定を促す観点から、各圏域における施策や事業のKPIの設定状況や取組状況を把握するとともに、優良事例等を各圏域にフィードバックする。《総務省》</p> <p>d. 新型コロナウイルス拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 複数の市町村による計画の共同策定については、2021年7月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において必要な措置を講じる。《総務省、内閣府、関係府省庁》</p> <p>f. 介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。《厚生労働省》</p>			

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
○法定外税や超過課税による税込	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	<p>1 2. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）</p> <p>a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。《総務省》</p>	→		
—	—	<p>1 3. 国と地方の新たな役割分担等</p> <p>a. 大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。《厚生労働省》</p> <p>b. 内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間の関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。《総務省、関係府省庁》</p>	→	→	

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】</p>	<p>14. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>a. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。《総務省》</p>		
		<p>15. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。 →</p> <p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、全国フォーラムの開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。 →</p> <p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、適切な指標の検討を進めるほか、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。 →</p> <p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。 →</p> <p>e. 地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。 →</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>		
<p>○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024年度までに60%】</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2024年度までに7,000団体】</p>			

# 地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成 （事前に設定したK P Iを達成した事業数／交付金対象事業数） 【目標：77%】</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果 （経済波及効果等） 【目標：1.6倍】</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 （K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：全事業】</p> <p>○地方公共団体のK P I達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】</p>	<p><b>1 6. 地方創生推進交付金の効果向上</b></p> <p>a.効果的な事業の採択 2022年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</p> <p>b.地方公共団体における検証体制の整備等 ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証（RESASやe-s t a t等のデータの活用状況、効果の把握に資するデータのニーズの調査を含む）を実施</p> <p>c.先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</p> <p>d.必要予算の確保 2023年度予算において、所要額を計上。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>			

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進						
KPI 第2階層		KPI 第1階層		工程（取組・所管府省、実施時期）		
新重点計画、規制改革実施計画等に基づき策定				17. 新重点計画、規制改革実施計画等の推進		
				a. 年内に策定される「新重点計画」、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）等に沿って対応する。 《デジタル庁、内閣府、関係省庁》	22	23
					24	

## 4. 文教・科学技術



# 政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

- ・ O E C D ・ P I S A 調査等の各種調査における水準の維持・向上

※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上 (PISA(2015, 2018) : 科学リテラシー(1位, 2位)、読解力(6位, 11位)、数学リテラシー(1位, 1位))

※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程 (取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※(都道府県) 2018年度: 91.5% →2021年度: 100%</p> <p>※(政令市) 2018年度: 85% →2021年度: 100%</p> <p>※(市区町村) 2018年度: 21% →2021年度: 50%</p>	<p>○少子化の進展(児童生徒数、学級数の減少等)及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題(いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等)に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況を踏まえた都道府県・政令市の方針策定計画割合</p> <p>※2019年度: 50.7%→2021年度: 100.0%</p>	<p>1. 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>a. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の附則規定に基づき、少人数学級の効果等に関する実証研究を推進。</p> <p>b. 学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について調査・分析を実施。</p> <p>c. 公立小中学校の教職員定数の中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。</p> <p>《a-c: 文部科学省》</p>			
<p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※(都道府県) 2018年度: 87.2% →2021年度: 100%</p> <p>※(政令市) 2018年度: 55% →2021年度: 80%</p> <p>※(市区町村) 2018年度: 47% →2021年度: 70%</p>	<p>○特別免許状授与件数</p> <p>※2016年度: 延べ1,101件 →2021年度: 延べ1,600件</p> <p>○外国語指導助手(ALT)等の配置状況</p> <p>※2017年度: 12,912人(小学校) →2021年度: 15,000人(小学校)</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合</p> <p>※2019年度: 65.2%→2021年度: 70%</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合</p> <p>※2018年度: 63.8% →2021年度: 75%</p>	<p>2-1. 学校における働き方改革</p> <p>(支援スタッフの活用等によるチームとしての学校の推進)</p> <p>a. 支援スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策の検討及び促進。</p> <p>(部活動における外部人材や民間機関の活用)</p> <p>b. 国のガイドラインを踏まえた運動部・文化部活動改革の状況に係るフォローアップを行いつつ、好事例の普及や地域の実情に応じた取組を促進。</p> <p>(学校事務の共同実施)</p> <p>c. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。</p> <p>《a-c: 文部科学省》</p>			

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※（都道府県）2018年度：91.5% →2021年度：100% ※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21% →2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※（都道府県）2018年度：87.2% →2021年度：100% ※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47% →2021年度：70%</p> <p>○教師のICT活用指導力の向上 ・授業にICTを活用して指導する能力 ※2020年3月69.8% →2023年度までに100% ・児童生徒のICT活用を指導する能力 ※2020年3月71.3% →2023年度までに100%</p> <p>○ICT機器の活用による児童生徒の変容等の情報活用能力に関する指標の設定※「情報活用能力調査」（2021年度中実施）を踏まえ検討</p> <p>※①1人1台端末を活用した学習状況 ②ICTを活用した校務効率化 ①②を把握するための指標について、全国学力・学習状況調査等を活用し、2022年中に新たなKPIを設定することを検討。</p> <p>※その他指標についてもGIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会において検討</p> <p>これらの検討を踏まえ、2022年中に新たなKPIを設定。</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2022年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台 （※2020年3月：公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台→2021年3月：公立小学校1.35人に1台、公立中学校1.24人に1台）</p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況 ※2020年3月96.6%→2022年度:100%</p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況 ※2021年3月：6.2% [確定値] →2025年度：義務教育段階の学校において100%</p> <p>○情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用状況 ※2020年3月：約2,500人→2022年度：4校に1人程度</p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 ※2020年3月50.1% →2023年度までに100%</p> <p>○統合型校務支援システムの導入率 ※2020年3月：64.8% →2022年度：100%</p>	<p>2-2（1）．教育の情報化の加速</p> <p>（学校ICT環境の整備） a.市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。学校のネットワークや指導者用端末など地域によるICT環境に差が生じないように、自治体におけるICT環境整備に係る計画策定・実施を推進。 ※令和3年度補正予算で指導者用端末整備等の授業環境高度化のための整備を実施 ※令和3年度補正予算で学校のネットワーク環境のアセスメント・応急対応等を実施</p> <p>b. 義務教育段階において、全児童生徒がそれぞれ端末を持ち、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、高速通信環境が整っていない家庭に対する機器貸与の支援を含め、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。</p> <p>c.文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）の機能拡充等を行うとともに、全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた取組を推進</p> <p>（デジタル教科書の普及促進） d. 2024年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、2021年6月に取りまとめられた「第一次報告」を踏まえ、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方等を引き続き検討し、2022年中に報告書を取りまとめる。 e.学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。 f. 実証事業や報告書を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>（情報活用能力の育成） g. 継続的な情報発信によって教員研修の質の向上を図る等、学校におけるプログラミング教育を効果的に実施できるよう支援。 《a-g: 文部科学省》</p>			

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※（都道府県）2018年度：91.5% →2021年度：100% ※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100% ※（市区町村）2018年度：21% →2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 ※（都道府県）2018年度：87.2% →2021年度：100% ※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80% ※（市区町村）2018年度：47% →2021年度：70%</p> <p>○教師のICT活用指導力の向上 ・授業にICTを活用して指導する能力 ※2020年3月69.8%→2023年度までに100% ・児童生徒のICT活用を指導する能力 ※2020年3月71.3%→2023年度までに100%</p> <p>○ICT機器の活用による児童生徒の受容等の情報活用能力に関する指標の設定※「情報活用能力調査」（2021年度中実施）を踏まえ検討</p> <p>※①1人1台端末を活用した学習状況 ②ICTを活用した校務効率化 ①②を把握するための指標について、全国学力・学習状況調査等を活用し、2022年中に新たなKPIを設定することを検討。</p> <p>※その他指標についてもGIGAスクール構想のエビデンス整備に関する研究会において検討</p> <p>これらの検討を踏まえ、2022年中に新たなKPIを設定。</p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 ※2022年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台 （※2020年3月：公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台→2021年3月：公立小学校1.35人に1台、公立中学校1.24人に1台）</p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況 ※2020年3月96.6%→2022年度:100%</p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況 ※2021年3月：6.2% [確定値] →2025年度：義務教育段階の学校において100%</p> <p>○情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用状況 ※2020年3月：約2,500人→2022年度：4校に1人程度</p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 ※2020年3月50.1%→2023年度までに100%</p> <p>○統合型校務支援システムの導入率 ※2020年3月：64.8%→2022年度：100%</p>	<p>2-2（2）. 教育の情報化の加速</p> <p>（遠隔・オンライン教育の推進）《文部科学省》 h.中学校の遠隔教育特例校等での実証を進め、成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。</p> <p>i. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子どもたちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。</p> <p>（学校の指導體制等の充実）《文部科学省》 j. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知。</p> <p>k.調査研究を踏まえ、さらなるICT支援員の配置を促進。</p> <p>l.研修の充実等、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。</p> <p>m.特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。</p> <p>（ICT活用による校務改善等）《文部科学省》 n. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、ICTによる校務改善を推進。</p> <p>《h-n: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※（都道府県）2018年度：91.5% →2021年度：100%</p> <p>※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100%</p> <p>※（市区町村）2018年度：21% →2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※（都道府県）2018年度：87.2% →2021年度：100%</p> <p>※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80%</p> <p>※（市区町村）2018年度：47% →2021年度：70%</p>	<p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合 ※2016年度：58% →2021年度：100%（2021年度の数値は集計中）</p> <p>○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合 【2022年度末までに100%】</p> <p>○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合 【2021年度までに18%】 ※2021年度の数値は集計中</p>	<p>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</p> <p>（統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進）</p> <p>a. 各自治体の取組を推進しつつ、進捗把握の調査を実施・公表。（進捗の見える化）</p> <p>b. 調査結果等を踏まえ、各自治体における学校の適正規模・適正配置に係る取組の推進。</p> <p>（各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画（長寿命化計画）の策定）</p> <p>c. 長寿命化計画の策定率100%を達成（未策定の自治体は公表）するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。</p> <p>d. 整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。</p> <p>（廃校施設の活用促進）</p> <p>e. 現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用を促進。</p> <p>f. 調査結果を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用促進を図る。</p> <p>《a-f: 文部科学省》</p>		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	
	<p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む） ※2018年度：44.7%→2021年度：100%</p> <p>○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合 ※2019年度：88%→2024年度：100%</p>	<p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のP D C Aサイクルと「見える化」の推進</p> <p>a. 高等学校と地元自治体等の地域社会の関係機関との連携・協働によって地域課題解決に係る学習プログラムを開発するための調査研究を実施。</p> <p>b. 引き続き調査研究を実施するとともに、令和4年度から設置が可能となる地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を予定している学校の取組を推進するなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。</p> <p>c. 専門高校において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進。 《a-c: 文部科学省》</p>		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	

# 政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

## ○教育の質の向上

- ・就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上 ※2018年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る
- ・大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る
- ・学部を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上 ※2016年度実績：37.3%→毎年度：前年度実績を上回る

○（インプットに対する）被引用回数トップ10%論文数の割合の増加（2014-16年:8.5%→2018-20:10%以上）※「2. イノベーションによる歳出効率化等」において設定

○企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加 ※2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加（2020年度：990億円）</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニユア教員及びテニユアトラック教員の割合 ※2025年度までに、2019年における割合の1割増以上（2019年度：44.8%）</p> <p>○研究大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加（2019年度：1億円あたり約3.4本）</p> <p>○大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合 ※前年度以上（2020年度：理学部27.8%、工学部15.7%）</p>	<p>○運営費交付金の客観・共通指標の実績を学内の戦略的な予算配分に活用する国立大学の割合 ※2020年度：37%→毎年度、前年度の実績を上回る</p> <p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標） 2026年度：80% ※認証評価の制度改正は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改正後に現状値を調査</p> <p>○各種イベント等に参加した生徒、教員及び保護者の数 ※2020年度：6,104人</p>	<p>5-1(1). 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>（大学の改革インセンティブにつながる国立大学法人運営費交付金の配分及び大学評価制度の改善）</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文、卒業・修了者の就職・進学等の状況、大学院も含めた教育改革の取組状況など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。</p> <p>b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標により評価を実施。</p> <p>c. 関係審議会での審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改正等を検討。</p> <p style="text-align: right;">《a-c:文部科学省》</p>		<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(2027年まで)</p>	<p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">(2027年まで)</p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加 ※2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加（2020年度：990億円）</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニュア教員及びテニュアトラック教員の割合 ※2025年度までに、2019年における割合の1割増以上（2019年度：44.8%）</p> <p>○研究大学の研究生産性（インパクトに対する論文数等）の向上 ※客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加（2019年度：1億円あたり約3.4本）</p> <p>○大学（学部）の理工系の学生に占める女性の割合 ※前年度以上（2020年度：理学部27.8%、工学部15.7%）</p>	<p>○運営費交付金の客観・共通指標の実績を学内の戦略的な予算配分に活用する国立大学の割合 ※2020年度：37%→毎年度、前年度の実績を上回る</p> <p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2026年度：80% ※認証評価の制度改正は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改正後に現状値を調査</p> <p>○各種イベント等に参加した生徒、教員及び保護者の数 ※2020年度：6,104人</p>	<p>5-1(2). 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>（大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化）</p> <p>d. 各私立大学における経営力強化に係る実施状況の調査を実施</p> <p>e. 調査結果を踏まえ、連携・統合の事例等を収集し、各大学に周知。 （高等教育における遠隔・オンラインの活用）</p> <p>f. デジタル時代に合致するよう、高等教育における大学等設置基準等の見直しについて、審議会等での結論を踏まえて、順次改訂する。</p> <p>（理工系学部における女子学生の割合向上）</p> <p>g. 女子生徒等の理系分野への進路選択を促進するため、大学等による多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業、教員に対する情報提供などの取組を引き続き支援。 《d-g:文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○国立大学法人の寄附金収入増加【再掲】 ※2021年度から2025年度までに、年平均5%の増加（2020年度：990億円）</p> <p>○研究大学における、35～39歳の大学本務教員数に占めるテニュア教員及びテニュアトラック教員の割合【再掲】 ※2025年度までに、2019年における割合の1割増以上（2019年度：44.8%）</p> <p>○研究大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上【再掲】 ※客観・共通指標における運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、加重平均が前年度より増加（2019年度：1億円あたり約3.4本）</p>	<p>○監事を常勤化した国立大学法人の割合 ※2020年度：52%→2026年度までに100%</p> <p>○経営判断への活用に向けて、決算情報と教育研究等の成果実績等の比較分析を実施する国立大学の割合 ※2020年度：30%→毎年度、前年度の実績を上回る</p> <p>○中長期的に目指すべき理想の年代構成を定め実績とともに公表する国立大学の割合 ※2020年度：47%→毎年度、前年度の実績を上回る</p>	<p>5-2. 国立大学改革の加速</p> <p>a.ガバナンス体制の改善、会計制度・会計基準の改善、人事給与マネジメント改革の推進等の国立大学改革を進める。 《a:文部科学省》</p>			
<p>○リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標を開発する。</p>	<p>○大学等における、主に社会人を対象としたプログラム提供割合【増加】 ※2020年度：26.4%</p> <p>○実務家教員を育成するための大学等における研修プログラムの修了者数【増加】 ※2020年度：150人</p> <p>○社会人の学びのポータルサイト「マナパス」に掲載されている大学・専修学校等の社会人向けプログラム数【増加】 ※2020年度：5,359プログラム</p> <p>○学びに関する情報アクセスに課題を抱える社会人の割合【減少】 ※2018年度：22.7%</p>	<p>5-3. リカレント教育の推進</p> <p>a.大学等を活用した産学連携による実践的・専門的な教育プログラムの開発・拡充を行う。</p> <p>b.リカレント教育を支える専門人材（実務家教員）の育成を行う。</p> <p>c.リカレント教育推進のための学習基盤の整備（社会人の学びのポータルサイトの充実等）を行う。 《a-c: 文部科学省》</p>			

(2027年まで)

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※定員充足率80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均：2020年度：150千円（全大学平均：145千円）</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2021年度予算：▲6%～+6% (※2018年度予算：▲2%～+2%)</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2023年度：半減） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2023年度：半減）</p>	<p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>a. 2019年度に行ったメリハリある配分強化（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等）の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。</p> <p>b. 私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。</p> <p>《a,b: 文部科学省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	
<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生の就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は令和2年度開始のため、支援対象学生が就職後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>	<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のGPA（平均成績）等の状況 ※（目標）前年度の支援対象学生のうち、GPA等下位1/4の割合：25%を下回る</p> <p>○住民税非課税世帯の大学等への進学率の状況 ※（目標）住民税非課税世帯の大学等への進学率：前年度実績以上 ※引き続き検証を行い、必要に応じてKPIを更新。</p>	<p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況の検証を行い、中間所得層における大学等へのアクセス状況等も見極めつつ、その機会均等の在り方について検討を促進する。</p> <p>《a,b: 文部科学省》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	



# 政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

○地方自治体の点検・評価（地教行法第26条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）の結果を政策立案または予算要求・査定の際に参照している割合 ※2020年度：都道府県：83.0%、指定都市：85.0%、市区町村：70.7%→2024年度：100%

○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をPDCAサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合 ※来年の改革工程表までに現状値を調査→（目標）2022年度：100%

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○公立化された大学の地域貢献の推進 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学者率等の変化を把握し、地域貢献を推進</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担を見える化 ※2018年中に策定した「見える化」の方策に基づき、引き続き「見える化」を推進</p>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け</p> <p>a. 地方自治体との連携を強化し、「見える化」の方策(2018年)に基づき、①公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」を推進。《文部科学省、総務省》</p>	→		
<p>○地方自治体の点検・評価（地教行法第26条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）において、定量的指標を盛り込んでいる割合 ※来年の改革工程表までに現状値を調査→（目標）2024年度：100%</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数） 2021年度：2017年度比3倍増</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2% →2022年度：50%以上</p>	<p>9（1）. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立 （教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速）</p> <p>a. 第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるPDCAサイクルを構築。</p> <p>b. 新学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやGIGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。</p> <p>c. 第4期教育振興基本計画（2023年度～）への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。</p>	→	→	→

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○地方自治体の点検・評価（地教法第26条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価）において、定量的指標を盛り込んでいる割合 ※来年の改革工程表までに現状値を調査→（目標）2024年度：100%</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数） 2021年度：2017年度比3倍増</p> <p>2021年度：2017年度比3倍増</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2% →2022年度：50%以上</p>	<p>9（2）．ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるP D C Aサイクルを確立  （教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速）</p> <p>d. 1人1台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。</p> <p>e. 全国学力・学習状況調査に関して、国によるデータ貸与の取組をより一層周知するとともに、自治体における取組も促進。</p> <p>f. 試行的に第3回全国学生調査(2022年度)を実施し、2023年度に本格的な調査を実施。</p> <p>g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。</p> <p>h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。</p> <p>i. 自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。</p> <p>j. プログラミング等で育まれる児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2021年度に情報活用能力調査を実施。</p> <p>k 調査結果を取りまとめ、今後の施策に活用。</p> <p>《a-k 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

科学技術・イノベーション政策においてエビデンスに基づく政策立案等を図りながら、官民をあげて研究開発等を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、「科学技術立国」の実現につなげる。

○世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位維持・向上（2019年度は第7位）※評価指標の変更により、順位が変動する可能性がありうる

○被引用回数トップ10%論文数の割合の増加（2014-16年:8.5%→2018-20:10%以上）

○企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出</p> <p>※官民の研究開発投資の総額 【2025年度まで5年間で：約120兆円（2019年度：約19.6兆円）】</p> <p>※企業価値または時価総額が10億ドル以上となる未上場ベンチャー企業または上場ベンチャー企業創出数 【2025年度までに50社（2019年度：16社）】</p> <p>※被引用回数トップ10%論文数の割合の増加 【目標値は2022年中に検討し設定。】</p>	<p>○エビデンスシステム（e-CSTI）の分析結果の活用 ※政策議論の場での分析内容の活用回数：年間7回（2020年度実績）以上</p> <p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額 ※大学等における民間企業からの共同研究の受入額（2018年度：884億円→2025年度：2018年度比7割増）</p> <p>○SIPにおけるマッチングファンド率 ※2020年度の中間評価時点ですでにマッチングファンド率50%以上であった課題に加えて、その後、マッチングファンド方式が適用され、マッチングファンド率が50%以上となった課題を含む（2021年度、2022年度）。 ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。</p> <p>○PRISMにおける民間からの資金等（人・物・資金）の受入状況 ※民間資金の受入を国費の約4分の1以上。</p>	<p>10. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る。</p> <p>a. エビデンスシステム（e-CSTI）を継続的に機能拡充することで、効果的な科学技術・イノベーション政策の立案を推進。 《内閣府科学技術・イノベーション推進事務局》</p> <p>11. 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>（戦略的イノベーション創造プログラム（SIP））</p> <p>a. 2020年度の中間評価の結果を踏まえ、すでにマッチングファンド率50%以上であった課題に加えて、マッチングファンド方式が適用となった研究テーマについて着実にマッチングファンドを拡大する。 ※SIPにおけるマッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率=民間貢献額/（国からの委託費+民間貢献額） 《内閣府科学技術・イノベーション推進事務局》</p> <p>（官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM））</p> <p>b. 2020年度の中間評価（PRISM制度の目的である民間研究開発投資誘発効果や財政支出の効率化について評価）を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。 《内閣府科学技術・イノベーション推進事務局》</p>		<p>(2025年度まで)</p>	

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○エビデンスに基づく政策立案等を通じた科学技術・イノベーション政策の推進による成果の創出</p> <p>※官民の研究開発投資の総額 【2025年度まで5年間で：約120兆円（2019年度：約19.6兆円）】</p> <p>※企業価値または時価総額が10億ドル以上となる未上場ベンチャー企業または上場ベンチャー企業創出数 【2025年度までに50社（2019年度：16社）】</p> <p>※被引用回数トップ10%論文数の割合の増加 【目標値は2022年中に検討し設定。】</p>	<p>○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率 ⇒2023年度までに100%（2019年度：20%→100%（2023年度））</p> <p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保 ※共用システムを構築した研究組織数（2018年度：70→2020年度：100→2023年度：130）</p>	<p>1 2. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る （大型研究施設の整備及び産学官共用の促進）</p> <p>a. 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。《文部科学省》</p> <p>b. 世界最先端の大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を着実に実施。《文部科学省》 （大学等の研究設備・機器等の共用）</p> <p>c. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み（コアファシリティ）を構築。《文部科学省》</p>		→	
	<p>○大学等における民間企業からの共同研究の受入額【再掲】</p> <p>○40歳未満の大学本務教員の数 ※2025年までに1割増加（2019年度41,072人）</p> <p>○S B I R制度に基づくスタートアップ等への支援 ※2025年度までに570億円（2020年度：406億円（見込み））</p> <p>※大学ファンドの制度設計に関する検討状況を踏まえて、指標等を検討。</p>	<p>1 3. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、第6期科学技術・イノベーション基本計画の着実な推進を図り、「科学技術立国」の実現を目指す</p> <p>a. 「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づいた、若手研究者支援策やSTEAM人材育成施策等の実施。</p> <p>b. スタートアップ・エコシステム拠点都市への支援や新しい日本版SBIR制度の促進など、スタートアップ創出・成長の支援等、イノベーション・エコシステムの形成に向けた取組の推進。</p> <p>c. 総合科学技術・イノベーション会議評価専門調査会において、基本計画の進捗状況を適切に把握する。あわせて、エビデンスに基づく政策立案等を図りながら、2022年中に新たな指標の開発を行う。 《a～c：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局》</p> <p>d. JSTにおいて10兆円規模の大学ファンドの運用を2021年度目途に開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーションエコシステムを構築。運用にあたってはリスク管理体制も整備するとともに、運用・監視委員会において運用状況の監視を行う。</p> <p>e. 日本の研究力底上げのため、地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が「特色ある強み」を十分に発揮し、社会変革を牽引する取組を強力に支援する施策や制度改革等を取りまとめた総合振興パッケージを2021年度内に策定し、必要な施策を推進。 《d：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、文部科学省》</p>		→	→

# 政策目標 文教・科学技術 3. 民間資金等の一層の活用によるスポーツの普及・発展

東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーを継承し、全ての国民が気軽にスポーツできる環境を整備し、スポーツの価値を実感できる社会を実現するとともに、民間資金等の一層の活用により、スポーツの成長産業化・地域スポーツの普及・発展を図る。

○スポーツ実施率の向上【成人や障害者の週1回以上のスポーツ実施率：2026年度に70%、40%程度（2020年度：成人59.9%、障害者24.9%）】

○企業等からスポーツ機関への投資額 ※スポーツの市場規模：2025年までに15兆円

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○スポーツを通じた健康増進への貢献 【成人の1回30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続して実施する割合の増加】</p> <p>※2019年度： (20歳～64歳) 男性23.5%/女性16.9% (65歳以上) 男性41.9%/女性33.9%</p> <p>○スポーツ市場規模の拡大 【2025年までに15兆円】 ※2018年：約9兆円</p>	<p>○身近なスポーツ環境の整備 幼児期から大人、障害者等も含めて多様な主体が参加できる総合型地域スポーツクラブ等の整備状況【2026年度までに、全都道府県で登録・認証制度の運用開始】 ※2021年度：登録制度・認証制度共に未開始</p> <p>○スポーツを通じた健康増進 「Sport in Life」コンソーシアムにおけるスポーツを通じた健康増進に係る取組状況【2026年度までに3000団体が加盟】 ※2021年度：1,456団体（10月末時点）</p> <p>○スポーツ・健康まちづくりに取り組む自治体の状況【2026年度までに40%】 ※2021年度：15.6% ※スポーツによる地域の経済活性化や住民の健康増進等のまちづくり施策に総合的に取り組み、その推進体制を構築した自治体数の増加を促進</p> <p>○まちづくりや地域活性化の優れた拠点として選定されたスタジアム・アリーナ数【2025年までに20拠点】※2020年度：9拠点</p>	<p>14. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進 (ポストコロナのスポーツ政策)</p> <p>a. 令和4～8年度の第3期スポーツ基本計画のもと、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点も含め、多様な主体のスポーツ機会を創出し、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに、スポーツを通じた健康増進や地方創生の推進、スポーツの成長産業化による市場規模の拡大に向けた取組を推進。</p> <p>(身近なスポーツ環境の整備)</p> <p>b. 総合型地域スポーツクラブの設置の促進や、登録基準を具備していると認められるクラブを登録クラブとして認定する制度や規定のタイプ（「介護予防」、「子育て支援」等）別の認証基準を具備していると認められるクラブを認証する制度を構築し、その推進を図る</p> <p>(スポーツを通じた健康増進)</p> <p>c. 自治体や企業等における住民や従業員のスポーツ実施の機運醸成に向けて、「Sport in Life」コンソーシアムの取組など、大学等との連携によるスポーツを通じた健康増進に係るエビデンスの収集・発信を推進</p> <p>(スポーツを通じた地方創生の推進)</p> <p>d. スポーツによる住民の健康増進や地域の経済活性化等の、スポーツ・健康まちづくりの取組増加に向けて、自治体の意識改革の促進</p> <p>(指定管理者制度の柔軟な運用等の推進)</p> <p>e. スポーツ施設による指定管理者制度の柔軟な運用など、民間の資金・ノウハウを活用した取組を先進事例の提供により推進</p> <p>(スタジアム・アリーナ改革や新ビジネス創出を通じたスポーツの成長産業化の推進)</p> <p>f. 民間活力の導入による施設単体の収益向上を図るとともに、スタジアムやアリーナを拠点とした賑わいの創出や地域活性化などの経済の好循環に繋がる取組を推進。</p> <p>g. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びKPI対象施設の選定・先進事例の拡大。スタジアム等の効果検証・手法の普及。</p> <p>h. 新ビジネスの創出に向けたDX化の推進やオープンイノベーションを推進するプラットフォーム構築を支援 《a-h:文部科学省》</p>		<p>(2026年度まで)</p> <p>(2026年度まで)</p> <p>(2026年度まで)</p> <p>(2026年度まで)</p> <p>(2026年度まで)</p> <p>(2026年度まで)</p> <p>(2025年まで)</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。

○2025年の文化の市場規模：18兆円（GDP比3%程度）

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 【2016年度：9.6%→上昇】</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 【2016年度：国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加】</p> <p>○文化の市場規模 【2025年までに18兆円（GDP比3%程度）に拡大】</p> <p>※2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画を踏まえ、KPIを更新</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 【毎年度、前年度実績を上回る】</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 【2017年度：約1.4億人→増加】</p> <p>○アート市場規模の拡大 【2021年までに7%に拡大】</p> <p>※2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画を踏まえ、KPIを更新</p>	<p>15. 民間資金を活用した文化施策の推進 （民間資金等による文化財の保存・活用の推進）</p> <p>a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。</p> <p>（国立美術館・博物館の機能強化）</p> <p>b. 民間企業と連携した取組や先端技術を活用したコンテンツの充実、データの活用等を推進し、経営面における国立美術館等の機能強化に努める。</p> <p>c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。</p> <p>（アート市場の活性化）</p> <p>d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。</p> <p>（簡素で一元的な権利処理方策の実現）</p> <p>e. DX時代に対応するため、コンテンツの利用に関する多数の権利者の許諾について、簡素で一元的に権利処理できるような制度を検討し、所要の措置を講じる。</p> <p>（ポストコロナの文化政策）</p> <p>f. 2022年度中の策定を目指している第2期文化芸術推進基本計画と合わせて、ポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。</p> <p style="text-align: right;">《a-f:文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>(2025年まで)</p>	<p>→</p>

## 5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

### （再掲）

- 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（社保-2）
- 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（社保-3）
- 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進（社保-18）
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）
- 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開（社保-24）
- 在宅看取りの好事例の横展開（社保-27）
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-34 ii）
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-4）
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-7）
- 立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-13）
- 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進（地財-5）
- 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進（地財-6）



## 歳出改革等 2. インセンティブ改革（頑張る系等）

### 政策目標

国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○重点3分野での成果連動型民間委託契約方式の実施自治体等の数【2022年度末までに100団体以上】</p>	<p>○成果連動型民間委託契約方式の普及に向けたセミナー等に参加した自治体等の数【2022年度に500団体】</p> <p>○プラットフォームへの参加自治体数【2022年度末までに150団体以上】</p>	<p>1. 成果連動型民間委託契約方式の普及促進</p> <p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式（P F S）の普及を促進する。                      ≪内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省≫</p> <p>b. 内閣府は、地方公共団体におけるS I Bを含むP F Sの加速度的な普及促進を実現するため、案件組成段階から事業実施段階までシームレスな支援に取り組む。</p> <p>c. 官民双方のニーズを踏まえ、環境、まちづくり等の新たな分野での事例構築を進める。</p> <p>d. 案件組成に向けて、P F Sに関する官民対話・連携促進のためのプラットフォームの形成を支援する。</p> <p>e. 事業実施段階では、委託費の成果連動部分やS I B実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。</p> <p>f. 事業実施効果としての社会的便益、社会的コスト等に係るデータの整備、提供を行う。</p> <p>g. P F S事業がもたらす効果について、2022年度中に関係各府省との連携により評価指標を検討し、K P I 第2階層を設定する。                      ≪内閣府≫</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

## 歳出改革等 2. インセンティブ改革（頑張る系等）

### （再掲）

- 予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備（社保-6）
- インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討（社保-7）
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）
- 第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討（社保-37）
- 国保の普通調整交付金について見直しを検討（社保-45）
- PPP／PFⅠ推進アクションプランの推進（社資-9）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-10）
- PPP／PFⅠ推進のための地方公共団体への支援（社資-11）
- 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討（地財-14）
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】</p>	<p>○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月平均アクセス回数【増加】</li> <li>・月平均データダウンロード回数【増加】</li> </ul>	<p>2. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p> <p>a. RPA等を活用したデータ整備の効率化を進め、タイムリーなデータ更新に努めるとともに、地方自治体へのアンケートを実施することでデータベースの周知と活用ニーズの把握を図り、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。</p> <p>b. 2022年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講じ、その内容について自治体への広報を進めるとともに、引き続き残された課題の検討・改善を進める。 《内閣府》</p>	<p>→</p>	<p>→</p>	<p>→</p>

**(再掲)**

- 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討（社保-34 i）
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-34 ii）
- 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進（社保-36）
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-7）
- インフラデータの有効活用（社資-8）
- 立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-13）
- 既存ストックの有効活用（社資-16）
- 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開（地財-9）
- 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進（地財-10）
- 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-15）
- 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し（文教-5-1(1)）
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）
- 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け（文教-8）
- ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立（文教-9(1)）
- 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る（文教10）

### 政策目標

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

#### (再掲)

- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保-17）
- PPP／PFⅠ推進アクションプランの推進（社資-9）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-10）
- PPP／PFⅠ推進のための地方公共団体への支援（社資-11）
- 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映（地財-1）
- 成果連動型民間委託契約方式の普及促進（歳出-1）

**政策目標**

**歳出改革等 5. 既存資源・資本の有効活用等による歳出改革**

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○電波利用料対象事業について設定するKPI（道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等）</p>		<p>3. 電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用</p> <p>a.電波利用料制度の見直しを実施。</p> <p>b. ICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。</p> <p>c.電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。                      ≪総務省≫</p>	→	→	→
<p>○累積損失解消のファンド数・割合</p>	<p>○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合</p>	<p>4. 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>a.改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を行う。                      官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表（5月まで）。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。</p> <p>≪官民ファンド監督官庁及び財務省≫</p>	→		

**（再掲）**

- PPP／PFI推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP／PFI推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 既存ストックの有効活用（社資-17）
- 所有者不明土地の有効活用（社資-18）

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額【増加】</li> <li>○現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】</li> <li>○防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】</li> <li>○インセンティブ契約適用による低減額【増加】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種取組による装備品取得経費の縮減額【増加】</li> <li>○プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】</li> <li>○防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】</li> <li>○インセンティブ契約の適用件数【増加】</li> <li>○共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数【増加】</li> <li>○企業努力を正當に評価する仕組みの適用件数【増加】</li> </ul>	<p>5. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a .企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。</li> <li>b .プロジェクト管理を強化し、プロジェクト管理対象装備品等のライフサイクルコスト管理を推進する。</li> <li>c .各国との防衛装備・技術協力を推進する。</li> </ul> <p>《 防衛省 》</p>	→	→	→

**(再掲)**

- ICTの活用（i-Constructionの推進）（社資-1）
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-4）
- インフラデータの有効活用（社資-8）

事業の継続性が見通せないために、民間活力を巻き込めず、経済財政効果が限定される等といった単年度予算の弊害の是正に向けて、基金を活用し多年度にわたり取り組む事業について、PDCA強化による事業プロセスや成果に対する説明責任と透明性の向上を通じて、予算における継続性の担保や政府の計画やコミットメントを確保し、ワイズスペンディングの徹底と投資効率の向上に結び付ける。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
—	—	<p>6. 多年度にわたる基金事業のPDCA強化</p> <p>a. 科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に計画的に取り組む基金事業（※）について、次の要素を加えたPDCAの枠組みを2021年度末までに構築し、その枠組みに基づく評価を2022年度以降実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築</li> <li>・事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表</li> <li>・進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映</li> <li>・外部専門家の知見を取り入れる仕組み</li> </ul> <p>※単年度事業費10億円相当以上の基金事業（終期のない基金事業については基金残高10億円以上のもの）が対象 《各府省庁》</p>			

# 歳出改革等 8. その他

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○政府統計の総合窓口(e-Stat)でのデータベース利用件数【増加】</p> <p>○政府統計の総合窓口(e-Stat)でのAPIリクエスト件数【増加】</p>	<p>○政府統計の総合窓口(e-Stat)で提供する統計情報データベースの登録データ数【21万件(累計)(2022年度末)】</p>	<p>7. 高度利用型統計データの整備</p> <p>a. 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される統計データについて、令和3年度に機械判読可能な型式での整備に係る府省統一の方針として統計データの整備に係る基本方針及び関係ガイドラインを策定し、基幹統計をはじめとする統計データについて、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進める。                      ≪総務省、各府省庁≫</p>	→		
<p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数</p>	<p>○点検・評価結果の件数</p> <p>○統計業務相談の件数</p>	<p>8. 政府統計の改善、統計リソースの確保</p> <p>a. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018～2022年度)に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。                      ≪総務省、各府省庁≫</p>	→		
<p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数【3,200人(2022年度末)】</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の修了者数【18,000人(2022年度末)】</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】</p> <p>○インターネット上のコンテンツへのアクセス数【増加】</p> <p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の開催回数【95回(2022年度末)】</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の開催回数【330回(2022年度末)】</p>	<p>9. 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</p> <p>a 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。</p> <p>b 前年度のRPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。                      ≪総務省、各府省庁≫</p>	→	→	
<p>○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数(調査対象数×項目数)【増加】</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計のアクセス件数【増加】</p>	<p>○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数【増加】</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計の数【増加】</p>	<p>10. 統計への二次的な活用の促進</p> <p>≪総務省、各府省庁≫</p>	→		



# 歳出改革等 8. その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
—	○統計改革推進会議の部会及び部会の下に設置された会議の開催回数	11. 統計改革推進会議における体制の構築 ≪内閣官房行政改革推進本部事務局≫	→		
○EBPM（ロジックモデル作成）の実例創出の報告数 ○EBPM（効果検証）の実例創出の報告数	○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況（相談・助言対応数、EBPM推進委員会等関係会議開催数、府省横断勉強会等研修開催数、EBPMイントラネットホームページアクセス数）	12. 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立 a. 各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの取組を推進する。EBPMの中長期的な推進方策について検討し、必要な対応を行う。≪内閣官房行政改革推進本部事務局≫ b. 経済・財政一体改革エビデンス整備プランに基づき、新経済・財政再生計画改革工程表におけるエビデンス構築を進め、その成果を改革工程表の改定に反映する。 ≪内閣府、各省庁≫ c. 雇用・就労に係るEBPM推進・拡充に向けて、雇用保険の業務データ等を用いて公共職業訓練等の効果の分析を行い、今後の施策に反映する。 ≪内閣府、厚生労働省≫	→	→	→
—	—	13. 補助金交付等の手続き見直し a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続きを抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和4年度予算及び今後の政策立案に反映する。 ≪内閣官房、内閣府、各府省庁≫	→		
—	—	14. 公益法人のガバナンスの更なる強化 a. 公益法人のガバナンスの更なる強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 ≪内閣府公益認定等委員会事務局≫	→		

# 歳出改革等 8. その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
—	—	15. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化 a 公益法人としての学校法人に相応しいガバナンスの抜本改革につき、必要な制度改正を行う。 ≪文部科学省≫	→		
—	—	16. 国家公務員における能力・実績主義の人事管理の徹底等 a 人事評価について、評語区分等の見直しを2022年10月以降の評価から実施する。 民間人材の活用に向け、引き続き幹部職員及び管理職員の公募等を推進するとともに、環境整備に取り組む。 ≪内閣官房内閣人事局≫	→		
—	—	17. 業務効率化・デジタル化及びマネジメント改革の推進 a 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正）を踏まえ、業務効率化・デジタル化及びマネジメント改革の推進に係る研修、優良事例の横展開等を実施するとともに、業務効率化、マネジメント等の基盤となる職員の勤務実態の「見える化」を進め、長時間労働の是正を推進する。 ≪内閣官房内閣人事局≫	→		
○Well-beingに関連するKPI・参考指標を設定している基本計画等の数【増加】  ○満足度の観点を踏まえて政策運営に取り組む地方公共団体数【増加】	○満足度・生活の質を表す指標群掲載ページの月平均アクセス回数【増加】  ○地方公共団体の指標群掲載ページの月平均アクセス回数【増加】	18. 満足度・生活の質を示す指標群の構築 a 人々の満足度(well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。  b Well-beingに関する関係府省庁連絡会議を通じて、Well-beingに関連するKPI・参考指標等の情報共有を行い、優良事例の横展開をはかる。 ≪内閣府経済社会システム≫	→	→	